

地域サロン活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の支給に関する要綱（平成4年4月1日施行）に定めるもののほか、社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、地区社会福祉協議会等が行うネットワーク構築事業実施要綱（令和4年4月1日施行）第3条第2号に規定する地域サロン活動（以下「サロン活動」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、地区社会福祉協議会（地区社会福祉協議会の未設置地区における任意団体を含む。）及び地区社会福祉協議会連絡会（以下「地区社協等」という。）とする。

(助成対象サロン活動)

第3条 助成対象となるサロン活動は、次に掲げる要件に該当する活動とする。

- (1) 開催回数が年10回以上であること。
- (2) 開催場所は、公民館、自治会館等地域住民が気軽に集える場所を確保すること。
- (3) 1会場における参加者数はおおむね10名以上であり、地域の規模や会場のスペースに応じたものであること。
- (4) 参加対象は、一人暮らし、閉じこもり、認知症高齢者及びその家族、障がい児者、子育てや育児に不安を持つ親及びその子ども、ひとり親家庭の親及びその子ども等幅広い地域住民とすること。
- (5) 団らん・レクリエーション活動・健康体操等を行い、地域住民の相互交流を図ること。
- (6) サロン活動について、協議会、公的機関、当該地区の自治会等と連携を図り、多方面からの協力や支援を得るよう努めること。
- (7) 安定した運営をするため、財源の確保に努めること。
- (8) 参加者のプライバシー保護に努めること。

(助成金額等)

第4条 助成金の交付は年1回とし、助成金額は3万円を上限とする。

2 協議会は、運営に必要な情報の提供や研修会の実施等事業の推進に必要な支援に努めるものとする。

(対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、事業を実施するために必要な経費とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会場に係る経費（会場借用費／光熱水費）
- (2) レクリエーション等に係る経費（材料費／備品購入費／諸謝金等）
- (3) 連絡に係る経費（印刷費／郵便代／電話代）
- (4) 保険に係る経費（ボランティア活動保険等の保険料）

(交付の時期)

第6条 助成金の交付時期は、原則として7月とする。

(交付の申請)

第7条 助成を受けようとする地区社協等は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）又はこれに代わる書類
- (3) 協力者名簿（第4号様式）又はこれに代わる書類
- (4) その他協議会会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 協議会会長は、前条の規定による申請を受付したときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じてその内容を精査の上、条件を付し、助成金を交付するものとする。

2 協議会会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（第5号様式）により助成金を申請した地区社協等に通知するものとする。

（事業費等）

第9条 この事業の経費は、協議会財源をもって充てる。

（事業報告）

第10条 事業が完了したときは、年度終了日の翌日から起算して30日以内に実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添え、協議会会長に報告しなければならない。

- (1) 事業成績書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）又はこれに代わる書類
- (3) その他協議会会長が必要と認める書類

（助成金の返還等）

第11条 協議会会長は、助成金の使途が目的に反すると判断した場合、又は当該団体の活動実績に応じて、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 地域サロン活動助成事業実施要綱（平成24年6月1日施行）は、廃止する。